

第7次エネルギー基本計画（案）に対する意見書

2025年1月25日

核のゴミから未来を守る青森県民の会

3頁 1、はじめに

本計画策定に至る各種会議に参加できる委員等は限られた団体、組織、有識者等から国が選定、任命した方が多く、より多くの国民的議論と参加による計画となっていないことから、改めて国民的議論と参加の仕組みを構築し、計画策定を白紙から始めるべきである。

3頁 1、はじめに

これまでの原子力開発利用長期計画及び原子力政策大綱並びにエネルギー基本計画で示された重要な計画が実現していないことを検証し、今次エネルギー基本計画にどのように反映されたのか明記すること。

3頁 1、はじめに

従来の原子力長期計画のように各施策、事業の現状、進捗状況と今後の計画を分かりやすく説明する資料を添付すること。

3頁はじめに、及び6頁福島原発事故後の歩み

原発依存度を低減し、原発ゼロの即時実現を明記すること。

「可能な限り、原発依存度を低減する」と。

令和3年の6次エネルギー基本計画には「はじめに」に次いで計画1、福島原発事故後10年の歩みの(1)エネルギー政策を進める上での原点の冒頭に「可能な限り原発依存度を低減する」とある。大間、東通原発計画を中止すべきである。

14頁 エネルギー政策の基本的視点

発電コスト検証をもっとわかりやすく示すこと。

特に原子力において、核燃料サイクルコスト及び放射性廃棄物最終処分費用、福島原発事故に関する経費、並びに国の交付金や補助金、研究開発費等の政策推進関連経費も明記すべき。

16頁、2024年にむけた政策の方向性・44頁18行～47頁13行

電力、エネルギーの中長期需給計画を基本計画で明確にし、今後の人口減少や蓄電池量の増大や東西の電力の融通等により、原発ゼロとし、再生可能エネルギーの比率を

増やす内容にすること。

33頁31行～41頁35行

高レベル放射性廃棄物の貯蔵期間の延長をはじめ、建設着工して31年経過しても竣工できない六ヶ所再処理工場の安全性やその工場でむつ中間貯蔵施設から使用済核燃料を再処理し、しかもこれまでは使用済 MOX 燃料の再処理は六ヶ所工場でなく、第二再処理工場としていたものを六ヶ所再処理工場を想定するなど、県民が持っている不安を解消するどころか、核燃料サイクル推進と六ヶ所再処理工場竣工を口実に、むしろ増やし、全ての核のゴミを青森県に集積し、原発の犠牲を負の遺産を、青森県の子どもや若者に押し付けるもので認められず削除すること。

33頁(a)原子力発電 総論 37頁24行～40行

全ての放射性廃棄物の最終処分に向けた安全規制等の基準、法整備及び処分地確保に向けて、取り組み、スケジュールを明記すること。

36頁20行～23行 40頁12行～15行

「バックエンドプロセスの加速化」及び「六ヶ所再処理工場竣工等のバックエンド問題の進展」の記述は、曖昧で六ヶ所再処理工場及び青森県の負担と不安を増やすもので削除すべき。

36頁21行～23行

使用済核燃料の保管量及び中・長期的発生見込量並びにガラス固化体発生見込量を明記すること。

平成30年度、5次エネルギー基本計画にはガラス固化体約25,000本相当、使用済核燃料約18,000t保管中と明記している。

36頁19行～37頁12行

「六ヶ所再処理工場と MOX 燃料工場の竣工」及びこれに関連する記述は削除すること。

36頁25行～37頁22行

「使用済核燃料を再処理する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている」は削除すること。

36頁37行～40行

「使用済 MOX 燃料の再処理を六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定」の記述は削除すること。

これは、昭和60年の立地基本協定に含まれず、反し、大間原発の使用済 MOX 燃料の行き場もないことを証明している。

36頁(a)核燃料サイクル～37頁12行

プルトニウムの保有量及び原発に利用しない減量・処分計を示すこと。

36頁 核燃料サイクル 41頁11行～14行

六ヶ所ウラン濃縮工場で回収された劣化ウラン、及び六ヶ所再処理工場で回収されたウランの利用計画がないことから、放射性廃棄物として処理、処分の方針を明記すること。

37頁13行～22行

「中間貯蔵施設等の使用済核燃料を六ヶ所再処理工場へ搬出する方針のもと同工場の安定的長期利用を進める」は削除すること。

38頁37行～39頁5行

「使用済核燃料の直接処分等の代替処分オプション等の調査研究等を進め」との記述を「全量直接処分する方針に基づき、調査研究を進める」との記述に変えること。

38頁(C)高レベル放射性廃棄物

高レベル放射性廃棄物最終処分場操業の時期及び、スケジュールを明記 すること。

平成17年策定の原子力政策の大綱では「2030年代頃の処分場操業開始を目標として、概要調査地区の選定、精密調査地区の選定など及び最終処分施設建設地の選定」とある。

39頁7行～41頁35行

原発運転期間の最長60年は削除し、即時停止することを明記すること。

39頁7行～41頁35行

廃炉を決定した原発の建て替えは、原発サイト内外を問わず、進めないことを明記すること。